

宇宙戦略基金事業補助金取扱要領 変更のお知らせ  
(「成果の外部発表」条項について)

現在、第一期及び第二期の代表機関の皆さまから200件を超える「研究開発成果公表申請書」の申請があり、成果の外部発表の申請手続きにつきましてご理解いただき、心より御礼申し上げます。

一方、本申請手続きが一つのハードルとなり、外部への成果発表を行うことに消極的となる旨のご意見もいただいているところです。

宇宙戦略基金事業における補助事業につきましては「宇宙戦略基金事業補助金取扱要領」にて「成果の外部発表」(第22条)を定めているところではありますが、上記ご意見を踏まえ、同条におけるこれまでの申請及び承認のフローを取り止め、今後は“届出”とする運用に変更いたします。

ただし、形式的な不備(誤字脱字や記入漏れ等)があった場合には、これまでと同様に弊機構の方から修正を依頼することになりますので、予めご了承ください。また、同条第2項につきましては、いずれもこれまでと同様の運用となりますので併せてご了承ください。

なお、本運用変更につきましては、手続きを簡略化する反面、JAXA側での承認を経ない運用となるため、各機関の皆さま(発表者)の責任において入念なご確認が行われていることを前提としております。その点を十分にご留意ください。

また、本運用変更に伴い、これまでに公募された技術開発テーマの補助金交付において適用する「宇宙戦略基金事業補助金取扱要領」を以下の通り改正いたします。

記

【改正前】

(成果の外部発表)

第22条 補助事業を実施する事業者は、成果を論文、学会等で公表しようとする場合は、投稿、申請等の2週間前までに、機構に対して様式10による研究開発成果公表申請書を提出し、公表の承認を得なければならない。

2 機構は、前項により補助事業を実施する事業者から公表の申請のあった成果について、以下の各号に該当することが見込まれる場合は、公表内容を修正させ、あるいは公表を延期又は差し止めることができるものとする。

- (1) 当該成果に基づく特許等の出願が見込まれる場合
- (2) 当該成果が我が国の安全保障上の観点から公開すべきでない判断される場合

【改正後】

(成果の外部発表)

第22条 補助事業を実施する事業者は、成果を論文、学会等で公表しようとする場合は、発表先への原稿提出締切日の1週間前までに、機構に対して研究開発成果公表届出書(様式10)を提出した場合に限り公表できるものとする。但し、機構は、前項により補助事業を実施する事業者から公表の届出のあった成果について、以下の各号に該当することが見込まれる場合は、公表内容を修正させ、あるいは公表を延期又は差し止めることができるものとする。

- (1) 当該成果に基づく特許等の出願が見込まれる場合
- (2) 当該成果が我が国の安全保障上の観点から公開すべきでないと判断される場合。

上記の通り、様式10につきましても内容が変更しているため、成果の外部発表を行う際には、宇宙戦略基金事業ホームページより最新の様式をダウンロードいただきご提出ください。

以上、ご不明な点や本改正にご同意いただけない点等がございましたら下記 URL の案内に沿ってご連絡ください。

「基金事業全般に関するお問い合わせ」<https://fund.jaxa.jp//contact/inquiry01/>

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構  
宇宙戦略基金事業部長 内木 悟